

令和2年6月19日

産業厚生委員会記録

阿久根市議会

1. 日 時 令和2年6月19日(金) 13時00分 開会
13時44分 閉会

2. 場 所 第1委員会室

3. 出席委員 岩崎健二委員長、濱門明典副委員長、
川上洋一委員、中面幸人委員、木下孝行委員、
山田勝委員、仮屋園一徳委員

4. 事務局職員 議事係主任 松崎 正幸

5. 説明員 福祉課
課長 中野 貴文 君 課長補佐 前田 敏 君
係長 中野 美紀 君
健康増進課
課長 垂 義継 君 課長補佐 大橋 尚子 君
係長 野中 義昭 君
介護長寿課
課長 池田 英人 君 課長補佐 勢屋 伸一 君

6. 会議に付した事件

議案第52号 阿久根市特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

議案第53号 阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第54号 阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例
の制定について

所管事務調査について

7. 議事の経過概要 別紙のとおり

岩崎健二委員長

ただいまから、産業厚生委員会を開会いたします。

令和2年6月12日の本会議で本委員会に付託された案件は、議案第52号、阿久根市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第53号、阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第54号、阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上、3件であります。

なお、本日の日程については、お手元に配付してあります日程表のとおり進めていきますので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部の出席をお願いいたします。

(福祉課入室)

◎議案第52号 阿久根市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岩崎健二委員長

それでは、議案第52号について、審査に入ります。

課長の説明をお願いします。

中野福祉課長

議案第52号阿久根市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

平成27年度の「子ども・子育て支援新制度」の施行に当たり、全国の市町村において、認定こども園や幼稚園、保育園等における運営基準を条例で定めることとされたところで、

本市では平成26年9月に、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、現在の阿久根市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定しております。

本条例で定める基準は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育または特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子供が健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指すもので、内容は、平成26年内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」に準じて、利用定員や各種手続き等が定められており、市内の認定こども園、幼稚園、保育所等は当該基準を遵守する必要があります。

令和元年5月に、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行され、同年10月から認定こども園、幼稚園及び保育所等における幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、これらの運営基準を定めた内閣府令も、食材料費の取扱いや用語の一部改正が行われ、本市条例についても、同様の改正が必要となったところです。

本市の現行条例は、国の基準に準じて制定されていること、また今後も、子ども・子育て支援法等の改正に伴い運営基準も改正されることが想定されることから、今回の条例改

正に当たっては、運営基準を定めた内閣府令を引用する形式を採用し、条例を改正しようとするものです。

議案書の42ページから及び条例議案等参考の21ページの新旧対照表を御覧ください。

改正の内容は、第2条において、本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、平成26年内閣府令第39号に定める基準をもって、その基準とすることとして、条例全体を整理しようとするものです。

また、附則において、改正後の条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

岩崎健二委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

山田勝委員

ちょっと分からないから聞きますが、例えば、議案参考資料を見たときに、現行の場合と改正後の場合がこう書いてあるのですが、改正後については第1条から第3条まで白紙ですよ。右側の現行はいっぱいある中で、これはどういう意味ですか。

中野福祉課長

条例第2条のほうで、平成26年内閣府令第39条を引用する形で第2条にまとめられているわけですが、実は改正前の条例というのは、この内閣府令と全くそのまま同じような形になっていますので、それが全部削られて第2条に集約されるという形になります。

山田勝委員

ということで、現行のほうはなくなりますよということ。

中野福祉課長

はい。

岩崎健二委員長

いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第52号について、審査を一時中止いたします。

(福祉課退室、健康増進課入室)

◎議案第53号 阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

岩崎健二委員長

次に、議案第53号について審査に入ります。

健康増進課長の説明を求めます。

垂健康増進課長

それでは、議案第53号について御説明を申し上げます。

議案書は44ページ、条例議案等参考は25ページをお願いいたします。

今回の改正は、第6条葬祭費に関する規定の次に3条を加えるもので、初めに、第6条の2の第1項の規定は、傷病手当金の支給対象者を、給与等の支払を受けている被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が

疑われる方とし、支給対象となる日数を、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に就くことを予定していた日までの期間としたものです。

次に、同条第2項の規定は、傷病手当金の額を、1日につき、直近の継続した3月間の給与等の収入合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とし、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額としたものです。

また、同条第3項の規定は、傷病手当金の支給期間を、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとしたものです。

次の、第6条の3の規定ですけれども、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整を規定したもので、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、給与等の全部または一部を受けることができる方に対しては、これを受けることができる期間は傷病手当金を支給しないこととし、その受けすることができる給与等の額が、先ほどの第6条の2第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給することとしたものです。

次の、第6条の4第1項の規定は、第6条の3の規定に該当する方が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、受けすることができるはずであった給与等の全部または一部につき、全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額を、一部を受けることができなかつた場合においては、受けた額が傷病手当金の額より少ないときは、その額と傷病手当金との差額を支給することとしたものです。ただし、第6条の3ただし書の規定により、先に傷病手当金の一部を受けていたときは、その額を支給額から控除することとしたものです。

また、同条第2項の規定は、受けすることができるはずであった給与等を、受けられなかつたことに対して第1項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収することとしたものです。

あわせて、附則では、この条例は公布の日から施行するものとし、改正後の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものとしてあります。

以上で説明を終わりますけれども、よろしくお願ひ申し上げます。

岩崎健二委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する者あり〕

暫時、休憩します。

(休憩 13:15～13:18)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第53号について、審査を一時中止します。

(健康増進課退室、介護長寿課入室)

◎議案第54号 阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

岩崎健二委員長

次に、議案第54号について審査に入ります。

介護長寿課長の説明を求めます。

池田介護長寿課長

それでは、議案書46ページをお願いします。

議案第54号、阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、低所得者の介護保険料について、令和2年度から1年を通して消費税率が10%引き上げとなることから、令和2年度において保険料の軽減を完全実施するものであります。これにより、所得段階の第1から第3段階の保険料がさらに引き下げられるものです。

それでは、条例の主な内容について御説明いたします。

条例議案等参考の27ページを御覧ください。

初めに、第2条第2項に規定する所得段階の第1段階であります。現在の保険料基準額に対する割合0.375を0.3に引き下げ、保険料の年額を2万7000円から2万1600円にするものです。

次に、同条第3項に規定する所得段階の第2段階であります。基準額に対する割合0.625を0.5に引き下げ、保険料の年額を4万5000円から3万6000円にするものです。

次に、同条第4項に規定する所得段階の第3段階であります。基準額に対する割合0.725を0.7に引き下げ、保険料の年額を5万2200円から5万400円にするものです。

また、この改正条例の附則において、施行日を公布の日とするとともに、改正後の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用することと規定しています。

以上で、説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

岩崎健二委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

山田勝委員

結局、具体的にどげん下がってよ。今どひこやっとなどひこになつと。

池田介護長寿課長

先ほど言いましたように、議案等参考の27ページの保険料率の現行と改正後というのがあるのですけれども、そこの第2条第2項のところ、現行のほうが2万7000円になっている分が、改正後は2万1600円に変わります。それで、第3号の4万5000円の分が3万6000円、第4号の5万2200円が5万400円に変わるということになります。

山田勝委員

それは、この説明ならじゃつとやっと思うどん、結果的に、例えば徴収される保険料は1年間に5万400円とか、2万1600円とかだっけ。

木下孝行委員

それはもう所得が違うから。

岩崎健二委員長

ちょっと休憩します。

(休憩 13:24～13:25)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

今、委員の皆さんから、いろいろと分からない点があるようなので、所得段階の説明をしていただけませんか。

池田介護長寿課長

第1段階につきましては、生活保護受給者と市県民税が非課税で、収入額が80万円以下の方になります。

第2段階につきましては、同じく世帯全員が市民税が非課税で、収入額が80万を超えて120万以下の方になります。

第3段階については、世帯全員が市民税が非課税で、年金収入額等が120万円を超える方ということになります。以上です。

岩崎健二委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第54号について、審査を一時中止します。

(介護長寿課退室)

岩崎健二委員長

以上で所管課への質疑は終了しましたが、現地調査について皆さんの意見を伺います。

委員の皆さんから何か現地調査について意見はありませんか。

中面幸人委員

しなくていいと思います。

岩崎健二委員長

現地調査を行わないとの意見がありますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決しました。

◎議案第52号 阿久根市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岩崎健二委員長

これより、各議案の採決を行います。

初めに、議案第52号について、各委員から何か意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第52号、阿久根市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第53号 阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について 岩崎健二委員長

次に、議案第53号について、各委員から何か意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第53号、阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第54号 阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 岩崎健二委員長

次に、議案第54号について、各委員から何か意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第54号、阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件はすべて議了しました。

ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に一任されました。

次に、本委員会の審査内容等の報告を8月発行予定の市議会だよりに掲載予定であります、この内容について委員の皆さんからご意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、原稿の記載及び提出について、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査内容等の原稿記載及び提出につきましては委員長に一任されました。

◎所管事務調査について

岩崎健二委員長

次に、所管事務調査を議題といたします。

本委員会では4つの調査項目について、これまで別紙に記載のとおり調査を進めてまいりました。

3月に行われた前回の委員会では、今後の調査について、まちやどのスタートといわれる仏生山温泉や、地方創生の聖地といわれる徳島県神山町の視察、天草市への視察研修を終えた上で、本市の藻場再生の取組について所管課への聞き取りを行いたいなどの意見が出たところであります。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大により全国に非常事態宣言が出され、調査及び委員会が開催できなかつたところであります。

現在、非常事態宣言は解除されましたが、継続して感染症予防に努めるよう、国・県から発表されているところです。

このような中で、当委員会の所管事務調査を、今後どのように進めていくか、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。

暫時、休憩します。

(休憩 13:30～13:31)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

意見はございませんか。

仮屋園一徳委員

所管事務調査は続けられないといけませんけれども、1泊での調査とか、県外への調査は今年度は難しいのではないかなと思います。市内・県内の調査はできると思いますので、調査自体は続けたいと思います。以上です。

木下孝行委員

今の仮屋園委員の意見に追加をして、県内、近場の日帰りで行けるところは可能ではないかなというふうに思いますので、あわせて提案させていただきます。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

山田勝委員

なんとか調査できるかなあというのは別紙にあります1番くらいですよ。もう2番にしても、もうコロナの影響をかなり受けていますからね、これは前年度の比較というのはなかなか難しいと思いますよ。現状を知るくらいですけど。次についても当分できそうにない。それで今後どうなるかも分からない。そういう中で、簡単に所管事務調査というのはできないのではないかなという気がせんでもないですね。

中面幸人委員

この4つの項目のうち、先ほど仮屋園委員が言われたように、よその県までとなると相手の受入れなんかも分かりませんので、例えばこの4項目のうち、山田委員も言われたけれども、2番の項目なんかはコロナ関係で大変かもしれませんけれども、今度新たに運営主体が変わったわけであって、どのような変化があったのかなというのもいろいろ聞いてみることはできないかなというふうに思っているのですが。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

今、皆さんから意見があったとおり、市内の道の駅等もあると思いますが、調査に行くにしても、人と人の間隔を広げるとか、店への入場を規制するとかあるようですので、そこら辺について、どの程度受け入れ側が対応できるのかということがありますので、そこについては委員長のほうに一任願って、事務局と相談しながら調査した上で、後日皆さんにまたお願いするということではいけませんか。

中面幸人委員

ちょっといいですか。

この道の駅について、今度新たにできる道の駅というのものもあるわけなのですが、私たちは、最初は今の道の駅と今度新たにできる道の駅をすみ分けするような形で、両方を一緒にやっていくとの観光課の説明があったのですが、でも最近の話では、今の道の駅がそのまま新しい道の駅にというような話を聞くところでもありますが、その辺についても、やはり商工観光課の考え方を聞く必要があるのではないかなと思うので、この2項目目に関連して、所管の考えを正式にはこの委員会では聞いていないのではないかなと思っておりますので、その辺を皆さん検討してください。

岩崎健二委員長

今の中面委員の意見も参考にしながら、所管課とも協議をさせていただきたいと思えます。その上で、新道の駅はまだ決定しているわけではありませぬので、正確なところはまだ分からないと思えますが、進んでいく方向としてどのようなことを考えているのかということも含めて調べて、また皆さんには情報提供したいと思えます。

山田勝委員

同時に、新しく道の駅になったその後の状況について、現状を把握したいと思えます。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

川上洋一委員

ここにうたってはいないのですけれども、市が関係せずに、個人で自腹で運営なされた「大野庵」ですかね、今度の田代のそうめん流しですけれども。ここのスタンスが、年間運営をするといったことを聞くものですから、どういう捉え方でビジネスをやっているのか興味があって、市が関連している「まちの灯台阿久根」とかのビジネス感覚と、個人経営のビジネス感覚というのが、結局、補助してやっていくところと、一切補助をもらわずに自分たちでやっていこうというところのスタンスをちょっと知りたいという思いがあって、私もまだ、この新しくできたところに行ったことはないのですけれども、もしできればその視察をさせてもらえればと思うのですけれども。

岩崎健二委員長

観光行政という大枠で捉えたときに、阿久根に新しい、名所とまで言えるのか分かりませんが、少なくともそれに近い施設ができたことは間違いない事実だとは思いますが、私が知る限り、大野庵さんについては全て自費。行政からの支援でなくて自社で開設されたと聞いております。さらに、今言われた通年営業ということにつきましては、田代地区の方がイノシシ・シカを捕ったときに、今のところ利用する場所がないので、これを利用して欲しくないかという話があって、それを利用した通年営業をやりたい。ただし、今の時点では、まだ施設等の整備が終わってなく、保健所等の許可等がまだできていないので、建築も含めてですね、今期はなかなか難しいだろうけれど、来期からは許可を取って通年営業をしたいというような意向はあると聞いております。

中面幸人委員

関連して、皆さんとも共有したいと思うので意見を言いますけれども。

今話している大野庵の経営者というのは「海連」という事業所です。この海連については、私たち産業厚生委員会で所管事務調査をした経緯があると思います。その経緯について、あの時委員が現地調査をし、社長とも話をした中で、芋を加工して焼酎会社に持って行くわけですけれども、地元産の芋が欲しいということで、ぜひ市内の農業者に呼びかけて芋を集めたいという意見の中で、私も芋を栽培しているので1年だけは納めてとってもらったのですけれども、その後、阿久根が認定して、国からの補助をもらって工場を拡張したと思います。ところが私たちが現地調査をしたその1年だけで、まあ焼酎ブームが右肩下がりになったこともあるかもしれませんが、もう地元の生産者からはとらないということで、1年限りだったんです。そして、私がある時期に近くを通ってみたら、今までと変わらない大きな500キロのフレコンがいっぱい工場の中に入っていました。それでよく調べたら、霧島酒造が自分たちの霧島の農業の生産者に委託して、その芋を買い上げて、それで海連に持って来て加工して冷凍して、いる分だけまた霧島に持って行くというような形になったようだというので、自分たちには何か、2回芋をふかせれば品質が落ちるからもうとりませんと言われていたのだけれども、実際、工場のほうは認定を受けながらそういうことはしているという会社が今度、田代のそうめん流しを引き継いだことについては大変いいことだというふうに思っておりますが、その会社に対してはいろいろ市内の農業振興も含めながら、そういう活性化に取り組んでいる、本当いい企業だと私も思っておりますので、その辺を考えながら、補助がどうのこうのではなくて、阿久根市を活性化する一つの企業だということは皆さんも理解した上で、これからの調査にしてい

ったらなあと思っております。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、所管事務調査については、本年度につきましては当委員会としては、宿泊を伴う、県境をまたいでの所管事務調査は今年度はやらないということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それ以外の所管事務調査につきましては、近隣のところでやれるものについてはやっていきたいということで、委員長と事務局に一任願いたいと思っておりますがよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決しました。

その他、皆さんから何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で産業厚生委員会を散会いたします。

(散 会 13時44分)

産業厚生委員会委員長 岩 崎 健 二